

旭川市立雨紛小学校

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月（令和5年4月 改定）

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2 いじめの理解	…	2

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	…	4
2 児童が主体となった取組の推進	…	4
3 学校いじめ対策組織の設置	…	5
4 いじめ防止の取組	…	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	7
6 いじめへの対処	…	10
7 いじめの解消	…	10
8 いじめの重大事態への対応	…	12
9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携	…	13
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処, 保護者との対応	…	13
11 学校いじめ防止プログラム	…	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、常に「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識をもって指導にあたってきました。また、全ての児童がいじめを絶対許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力してきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している と。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

昨年度の自校のいじめの実態としては、認知件数は0件であった。教職員一人一人が子どもたちの状況に目を配り、その情報を月1回の定例会議や週1回の打合せの中で交流することによって、組織的にいじめの未然防止に努めることができた。

いじめに対しては、全児童が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と考えている。また、児童・保護者・教職員の学校評価の結果からも、共に助け合い力を合わせることを重要視する様子が見られる。また、いやな思いをしたときに相談する相手として児童は「保護者・先生・友達・兄弟」をあげていた。児童同士の人間関係は少人数であることもあり密である。現在は良好な状態であるが、ちょっとした言葉の行き違いや、自己中心的な言動から、互いにいやな思いをすることも無いとは言えない。

これらの実態を踏まえて、今年度の目標を以下の通りとする。

- いじめの未然防止に向けて、情報モラル等の指導や児童主体のいじめ防止に向けた取組を行う。
- いじめの積極的認知に向けて月末にチェックリストを活用し、その結果を定例会議で交流する。
- いじめが発生した場合、いじめ対策組織を機能させ、児童や保護者の気持ちに寄り添いながら、速やかにその解消に向けて行動する。

2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえて、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめ問題等について話し合い、自校の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- 児童が中心となって、いじめ防止・人間関係構築に向けた行動指針「友だちあたりまえ4か条」を作成する。

3 学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

（1）学校いじめ対策組織の構成

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。いじめ対策組織は、自校の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成します。すべての教職員が、「いじめに関わる情報をかかえ込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなどの確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を整備します。

学校いじめ対策組織

<いじめ対策チーム>

校長
教頭（報告窓口・集約担当）
生徒指導部長
養護教諭

<その他の委員>

学校運営協議会委員、保護者、児童、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、弁護士、その他外部の専門家、担任、特別支援教育コーディネーター、その他の教職員

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う。
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修で周知し教職員全員で共通理解する。月1回の定例学校いじめ防止対策組織会議を実施する。
- いじめの未然防止に向けた授業や人権教育に関する授業（人権教育プログラム）を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

（1） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

（2） いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

（3） いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（4） いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

（5） 性に関わる事案への対処

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対処にあたっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対処するなど、適切な役割分担を担う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

（6） 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携のもと、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

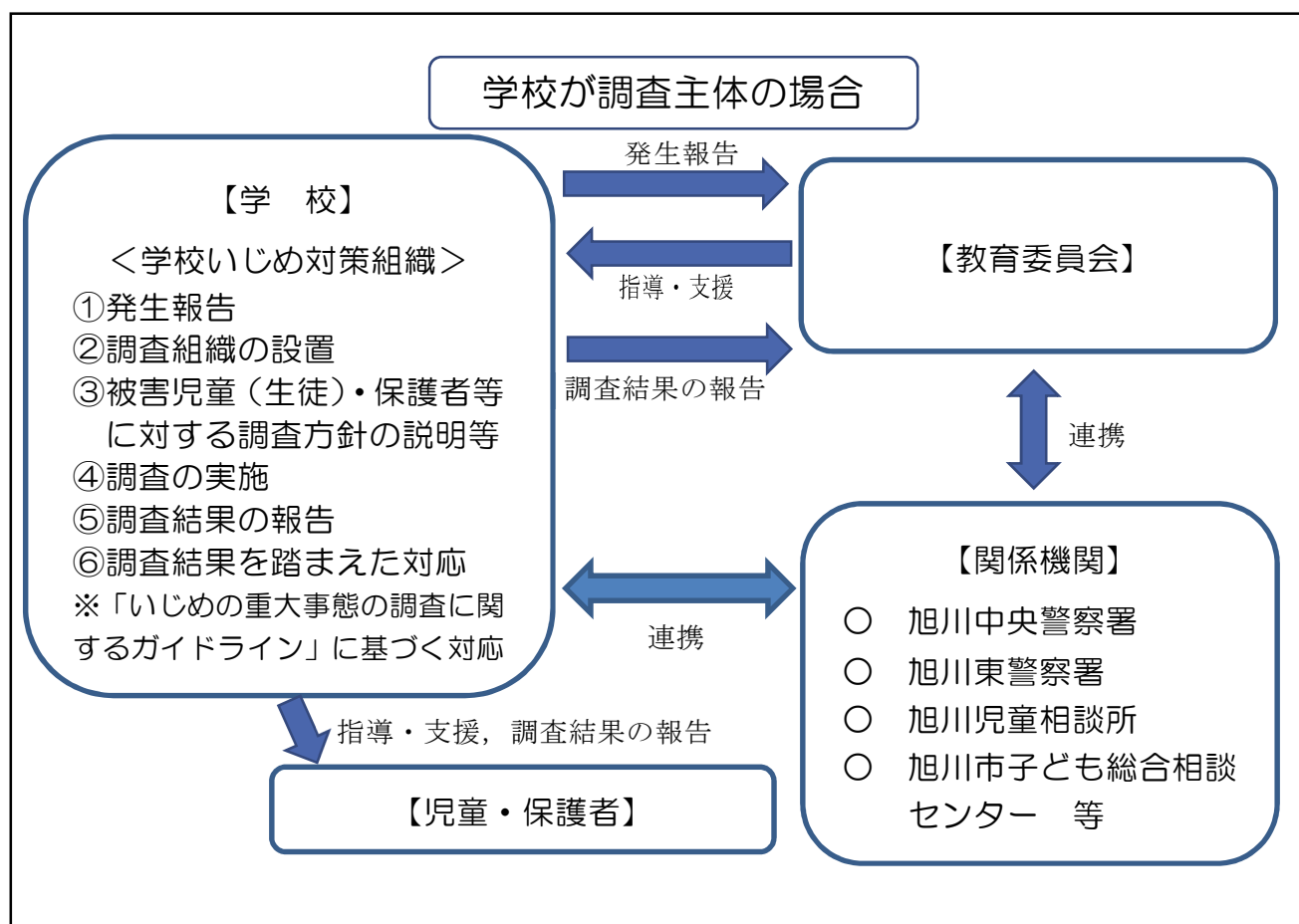
学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口・集約担当（教頭） → 校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。
校	□ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊心を高める等、心のケアと支援に努める。	□ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。	□ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
庭	□ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

雨紛小 いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 記入日 月 日

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

【日常の行動や様子等】

項 目	氏 名
☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。	
☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。	
☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。	
☐ 教職員のそばにいたがる。	
☐ 登校時に、体の不調を訴える。	
☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。	
☐ 交友関係が変わった。	
☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	
☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。	
☐ 視線をそらし、合わそうとしない。	
☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。	
☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。	
☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。	
☐ けがをしている理由を曖昧にする。	

【授業や給食の様子】

☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。	
☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。	
☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。	
☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。	
☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。	
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。	

【清掃や放課後の様子】

☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。	
☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。	
☐ 一人で下校することが多い。	

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐ 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐ 保護者への反発が強くなる。
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 寝言などでうなされることがある。
- ☐ 勉強に身が入ってないように見える。
- ☐ 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐ 最近、よく物をなくす。
- ☐ 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐ メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐ 友達から呼び出される。
- ☐ 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐ 学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐ 保護者の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐ 学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐ 学校からのプリントを見せない。
- ☐ 放心状態でいることがよくある。
- ☐ 何もしていない時間が多い。
- ☐ 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐ 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐急に誰かを罵ったりする。
- ☐かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐急に友達関係が変わる。
- ☐友達から頻繁に呼び出される。
- ☐学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐学校を転校したいと言い出す。
- ☐金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

kodomosodan@city.asahikawa.lg.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立雨紛小学校 TEL 61-6817